

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年2月27日
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嵯峨 明
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区中丸子35番地4
【電話番号】	大代表(044)422-1111
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 宮武 憲二
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎五丁目6番2号(都五反田ビル西館)
【電話番号】	代表(03)5745-1212
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 宮武 憲二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 (東京都品川区大崎五丁目6番2号(都五反田ビル西館)) 不二サッシ株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号(創建御堂筋ビル)) 不二サッシ株式会社 関東支店 (埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号(北浦和第二大栄ビル)) 不二サッシ株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号(名古屋ビルディング東館)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	不二サッシ株式会社 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 （転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（注）1
記名・無記名の別	無記名式
券面総額又は振替社債の総額（円）	金2,000,000,000円
各社債の金額（円）	金5,000万円の1種
発行価額の総額（円）	金2,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成20年3月28日（金）
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円 ただし、繰上償還の場合は本欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める価額による。</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 償還期限 本社債は、平成20年3月28日にその総額を償還する。 ただし、繰上償還に関しては、本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 当会社は、当会社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当会社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。</p> <p>(3) 当会社は、平成18年3月31日以降、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から10銀行営業日以上60日以内の事前通知を行った上で、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年8月30日以降、その選択により、当会社に対して償還日から60日以上事前通知を行い、かつ当会社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて本欄第3項記載の償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を繰上償還することを、当会社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。</p> <p>(5) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>

償還の方法	(6) 本新株予約権付社債の買入および当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。 3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 不二サッシ株式会社 管理本部経理部
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を日興シティグループ証券株式会社に割り当てる。（注）10
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期間	平成18年3月30日（木）
申込取扱場所	不二サッシ株式会社 管理本部経理部
払込期日	平成18年3月30日（木）
振替機関・登録機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定により、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。 2 本欄第1項に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保附社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし。
取得格付	格付は取得していない。

(注) 1 以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。ただし、商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2 本社債の地位

本社債は、本新株予約権付社債の社債要項に従って強制執行可能な当社の直接、無条件、無担保（別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄に定める場合を除く。）かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先または劣後することなく、同順位である。

3 社債管理会社の不設置

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。

4 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う（本新株予約権付社債の社債権者は、以降本新株予約権を行使することはできない。）。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、前二号以外の本新株予約権付社債の社債要項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立をし、

または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または会社整理開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。

5 社債券の喪失等

(1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当会社に届け出て、かつ、公示催告のし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。

(2) 本新株予約権付社債券を毀損または汚染したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

6 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を代り新株予約権付社債券の被交付者から徴収する。

7 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債の社債権者に対し通知する場合の公告は、東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

8 社債権者集会に関する事項

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。

(2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、本新株予約権付社債券を供託した上、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当会社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

9 商法その他の法令または規則の改正に伴う取扱い

本新株予約権付社債の発行日後、株券の発行または新株予約権付社債に関連する商法その他の日本の法令または規則の規定につき改正が行われた場合には、当該改正後の商法その他の日本の法令または規則の規定および本新株予約権付社債の社債要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当会社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

10 当会社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称		日興シティグループ証券株式会社	
割当新株予約権付社債（額面）		金2,000,000,000円	
払込金額		金2,000,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 安倍 秀雄	
	資本の額	96,307,750,000円（注）1	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49% （注）1	
当会社との関係	出資関係	当会社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし（注）1
		割当予定先が保有している当会社の株式の数	18,400株（注）1
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		該当事項なし

（注）1 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものである。

- 日興シティグループ証券株式会社による本新株予約権付社債の買取については、平成18年2月27日の当会社取締役会において決議された第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式の発行に関し、第1種優先株式については日興シティグループ証券株式会社により、第2種優先株式及び第3種優先株式については株式会社りそな銀行により、適法且つ有効に買い取られることを条件としております。したがって、各優先株式のいずれかが適法且つ有効に買い取られず、または払込期日までに買い取られないことが明白となった場合は、日興シティグループ証券株式会社による買取は行われないこととなります。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当会社普通株式</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使請求により当会社が当会社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当会社の有する当会社普通株式を移転（以下当会社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）については、平成18年3月14日に開催予定の取締役会において時価を勘案したうえで、決定する予定。ただし、転換価額は本欄第3項または第4項に定めるところに従い修正または調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の修正 本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本欄第4項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、本欄第4項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、本欄第4項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。</p> <p>4 転換価額の調整 当会社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(1)号に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(1) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(2)号に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当会社普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社普通株式を処分する場合（ただし、当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。） 調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

株式分割により当会社普通株式を発行する場合
調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当会社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については欄外（注）第4項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本項第(2)号に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (2) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(1)号ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (3) 本項第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当会社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

新株予約権の行使時の払込金額	<p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>5 本欄第3項または第4項により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本欄第4項第(1)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当会社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる本社債の発行価額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の交付株式数で除した金額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当会社普通株式1株の資本組入額は、本欄第1項記載の本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当会社普通株式1株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年4月1日から平成20年3月27日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求受付場所 名義書換代理人事務取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 本店</p> <p>2 行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	当会社が別記「償還の方法」欄第2項第(2)号もしくは第(3)号により本社債を繰上償還する場合または当会社が別記「償還の方法」欄第2項第(4)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後本新株予約権を行使することはできず、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の消却事由及び消却の条件	消却事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

(注) 1 本社債に付する本新株予約権の数および発行する本新株予約権の総数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当会社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

5 本新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当会社普通株式の利益配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当会社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

6 本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
2,000	20	1,980

（注）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

(2)【手取金の使途】

上記手取概算額1,980百万円については、全額を借入金の返済に充当する予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【追完情報】

臨時報告書の提出

- () 当社は、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第12号及び第19号の規定に基づく、臨時報告書を平成18年2月27日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は次のとおりであります。

- (1) 当該事象の発生年月日

平成18年2月27日

- (2) 当該事象の内容

「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が当期より適用されることに伴い、当連結会計年度及び当事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)の会計期間末(平成18年3月31日)に固定資産の減損損失を計上します。

- (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

減損会計適用により平成18年3月期に減損損失として特別損失に計上する金額は、以下の金額を予想しております。

連結.....25,800百万円

個別.....23,600百万円

- () 当社は、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づく、臨時報告書を平成18年2月27日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は次のとおりであります。

当社は、平成18年2月27日開催の取締役会において次のとおり、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式の発行を決議いたしました。なお、当該決議は、平成18年3月14日開催予定の当社臨時株主総会において優先株式発行に関わる定款変更が承認されることを条件としております。

1 第1種優先株式

- (1) 有価証券の種類及び銘柄

不二サッシ株式会社第1種優先株式

(以下「第1種優先株式」という。)

- (2) 発行数

1,000,000株

- (3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき 2,000円

資本組入額 1株につき 1,000円

- (4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 2,000,000,000円

資本組入額の総額 1,000,000,000円

- (5) 発行方法

第三者割当の方法により、日興シティグループ証券株式会社に第1種優先株式の全株式を割り当てる。

(6) 引受人の名称

該当事項なし

(7) 募集を行う地域

日本における少人数私募

(8) 新規発行による手取金の額及び用途

手取金の額

発行総額 2,000,000,000円

発行諸費用の概算額 10,000,000円

差引手取概算額 1,990,000,000円

手取金の用途

全額を借入金の返済に充当する予定である。

(9) 新規発行年月日

平成18年3月30日(木曜日)

(10) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(11) 証券取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(12) 優先株式の内容

優先配当金

a. 優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、配当起算日以降毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録質権者(以下「第1種優先登録質権者」という。)に対し、当会社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び当会社普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき下記b.に定める額の利益配当金を支払う。

b. 優先配当金の額

第1種優先株式1株当たりの優先配当金(以下「第1種優先配当金」という。)の額は、第1種優先株式の発行価額(2,000円)に、日本円TIBOR(1年物)を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第1種優先配当金の額は200円とする。「日本円TIBOR(1年物)」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフワード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR(1年物)が公表されない場合は、同日(当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オフワード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む営業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第1種優先配当金に係る営業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行う。

c. 非累積条項

ある営業年度において第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

d. 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

議決権

第1種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

買受け又は消却

当会社は、いつでも第1種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買受価額により消却することができる。

強制償還

当会社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式の発行日以降いつでもその選択により第1種優先株主及び第1種優先登録質権者に対して償還日から1ヶ月以上の事前通知を行った上で、その時点において残存する第1種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、第1種優先株式1株につき2,000円とする。

株式の併合又は分割、新株引受権等

当会社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

普通株式への転換予約権

a. 転換を請求し得べき期間

第1種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成18年4月1日から平成20年3月27日までとする。

b. 転換の条件

第1種優先株式は、上記a.の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月6日(当日を含む。)から同月10日(当日を含む。)までの取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)とする。

(b) 転換価額の修正

第1種優先株式の発行後、平成18年5月を初回とする毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第1種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

イ. 当会社は、第1種優先株式の発行後、下記ロ.に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

ロ．転換価額調整式により第1種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記ハ．(ロ) に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社普通株式を処分する場合(ただし、当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転(以下当会社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記(g)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 下記ハ．(ロ) に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ハ．(イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記ロ．(ロ)ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記ロ．(ロ)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(ニ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

二．上記ロ．の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(d) 上記(b)又は(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を第1種優先株主に通知する。ただし、上記(c)ロ．(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日

までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(e) 第1種優先株式の転換請求の方法

第1種優先株式の転換請求受付事務は、下記c.の転換請求受付場所（以下「転換請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

イ. 第1種優先株式を転換請求しようとする第1種優先株主は、当会社の定める転換請求書に、転換請求しようとする第1種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第1種優先株式の株券を添えて転換を請求し得べき期間中に転換請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第1種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

ロ. 転換請求受付場所に対し転換請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(f) 第1種優先株式の転換請求の効力発生時期

転換請求の効力は、転換請求に要する書類の全部が転換受付場所に到着した日に発生する。

(g) 株券の交付方法

当社は、転換請求の効力発生後すみやかに第1種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式の株券を第1種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(h) 第1種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(i) 転換により発行すべき普通株式数

第1種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が転換請求のために提出した第1種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

c. 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店

普通株式への一斉転換

平成18年4月1日から平成20年3月27日までに転換請求のなかった第1種優先株式は、平成20年3月28日（以下「一斉転換日」という。）をもって、各第1種優先株主の有する第1種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値がイ. 下限転換価額を下回るとき、又は、ロ. 上限転換価額を上回るときは、各第1種優先株主の有する第1種優先株式の発行価額相当額を、イ. の場合は当該下限転換価額で、ロ. の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本に基づき第1種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当社は、すみやかに第1種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

第1種優先株式の転換により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。

停止条件

第1種優先株式の発行は、第1種優先株式の要項の記載内容に従った当社定款の変更が当社株主総会において承認されることを条件とする。

(13) 割当予定先の概要

割当先の氏名又は名称	日興シティグループ証券株式会社
割当株数	第1種優先株式 1,000,000株
払込金額	2,000,000,000円
本店所在地	東京都港区赤坂五丁目2番20号
代表者の氏名	代表執行役社長 安倍 秀雄

割当先 の内容	資本の額		96,307,750,000円（注）
	事業の内容		証券業
	大株主		株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49% （注）
当会社 との関 係	出資 関係	当会社が保有している割当先の株式数	該当事項なし（注）
		割当先が保有している当会社の株式数	18,400株（注）
	取引関係等		該当事項なし
	人的関係等		該当事項なし
当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容			割当先は当会社との間で、第1種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。

（注） 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものである。

[次へ](#)

2 第2種優先株式

(1) 有価証券の種類及び銘柄

不二サッシ株式会社第2種優先株式

(以下「第2種優先株式」という。)

(2) 発行数

3,000,000株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき 2,000円

資本組入額 1株につき 1,000円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 6,000,000,000円

資本組入額の総額 3,000,000,000円

(5) 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社りそな銀行に第2種優先株式の全株式を割り当てる。

(6) 引受人の名称

該当事項なし

(7) 募集を行う地域

日本における少人数私募

(8) 新規発行による手取金の額及び使途

手取金の額

発行総額 6,000,000,000円

発行諸費用の概算額 15,000,000円

差引手取概算額 5,985,000,000円

手取金の使途

全額を借入金の返済に充当する予定である。

(9) 新規発行年月日

平成18年3月30日(木曜日)

(10) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(11) 証券取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(12) 優先株式の内容

優先配当金

a. 優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、配当起算日以降毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主(以下「第2種優先株主」という。)又は第2種優先株式の登録質権者(以下「第2種優先登録質権者」という。)に対し、当会社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び当会社普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第2種優先株式1株につき下記b.に定める額の利益配当金を支払う。

b. 優先配当金の額

第2種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第2種優先配当金」という。）の額は、第2種優先株式の発行価額（2,000円）に、日本円TIBOR（1年物）に0.25%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第2種優先配当金の額は200円とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR（1年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む営業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第2種優先配当金に係る営業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

c. 非累積条項

ある営業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

d. 非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対しては、第2種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

議決権

第2種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

償還請求権

第2種優先株主は、当会社に対し、平成24年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の償還を請求することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

当会社は、前記の請求（以下「償還請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する営業年度の前営業年度における配当可能利益の75%を限度として、第2種優先株式の償還をするものとする。

前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

買受け又は消却

当会社は、いつでも第2種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却を行うことができる。

強制償還

当会社は、法令に定める場合を除き、平成21年4月1日以降いつでもその選択により第2種優先株主及び第2種優先登録質権者に対して償還日から1ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第2種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は第2種優先株式1株につき2,000円とする。

株式の併合又は分割、新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

普通株式への転換予約権

a. 転換を請求し得べき期間

第2種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成29年3月29日までとする。

b. 転換の条件

第2種優先株式は、上記a.の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月6日(当日を含む。)から同月10日(当日を含む。)までの取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)とする。

(b) 転換価額の修正

平成19年11月1日以降の毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第2種優先株式の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

イ. 当社は、第2種優先株式の発行後、下記ロ.に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

ロ. 転換価額調整式により第2種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記ハ.(ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記(g)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 下記八.(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

八.(イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記ロ.(ロ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記ロ.(ロ)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(ニ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

二. 上記ロ.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(d) 上記(b)又は(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を第2種優先株主に通知する。ただし、上記(c)ロ・(ク)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(e) 第2種優先株式の転換請求の方法

第2種優先株式の転換請求受付事務は、下記c.の転換請求受付場所(以下「転換請求受付場所」という。)においてこれを取扱う。

イ. 第2種優先株式を転換請求しようとする第2種優先株主は、当社の定める転換請求書に、転換請求しようとする第2種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第2種優先株式の株券を添えて転換を請求し得べき期間中に転換請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第2種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

ロ. 転換請求受付場所に対し転換請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(f) 第2種優先株式の転換請求の効力発生時期

転換請求の効力は、転換請求に要する書類の全部が転換受付場所に到着した日に発生する。

(g) 株券の交付方法

当社は、転換請求の効力発生後すみやかに第2種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式の株券を第2種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(h) 第2種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(i) 転換により発行すべき普通株式数

第2種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第2種優先株主が転換請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

c. 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店

普通株式への一斉転換

平成19年10月1日から平成29年3月29日までに転換請求のなかった第2種優先株式は、平成29年3月30日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満の小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、当該平均値がイ.下限転換価額を下回るとき、又は、ロ.上限転換価額を上回るときは、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を、イ.の場合は当該下限転換価額で、ロ.の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本に基づき第2種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当社は、すみやかに第2種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

第2種優先株式の転換により発行された当会社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。

停止条件

第2種優先株式の発行は、第2種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。

(13) 割当予定先の概要

割当先の氏名又は名称		株式会社りそな銀行	
割当株数		第2種優先株式 3,000,000株	
払込金額		6,000,000,000円	
割当先の内容	本店所在地	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 野村 正朗	
	資本の額	279,928,508,831円（注）	
	事業の内容	銀行業	
	大株主	株式会社りそなホールディングス（100%）（注）	
当会社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式数	該当事項なし（注）
		割当先が保有している当会社の株式数	1,857,452株（注）
	取引関係等	資金借入	
	人的関係等	割当予定先より出向者1名 割当予定先出身代表取締役1名	
当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容		2007年9月30日までは割当先は当会社との間で、第2種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。	

（注） 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものである。

[次へ](#)

3 第3種優先株式

(1) 有価証券の種類及び銘柄

不二サッシ株式会社第3種優先株式
(以下「第3種優先株式」という。)

(2) 発行数

3,000,000株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき 2,000円

資本組入額 1株につき 1,000円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 6,000,000,000円

資本組入額の総額 3,000,000,000円

(5) 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社りそな銀行に第3種優先株式の全株式を割り当てる。

(6) 引受人の名称

該当事項なし

(7) 募集を行う地域

日本における少人数私募

(8) 新規発行による手取金の額及び使途

手取金の額

発行総額 6,000,000,000円

発行諸費用の概算額 15,000,000円

差引手取概算額 5,985,000,000円

手取金の使途

全額を借入金の返済に充当する予定である。

(9) 新規発行年月日

平成18年3月30日(木曜日)

(10) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(11) 証券取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(12) 優先株式の内容

優先配当金

a. 優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、配当起算日以降毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第3種優先株式を有する株主(以下「第3種優先株主」という。)又は第3種優先株式の登録質権者(以下「第3種優先登録質権者」という。)に対し、当会社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び当会社普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第3種優先株式1株につき下記b.に定める額の利益配当金を支払う。

b. 優先配当金の額

第3種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第3種優先配当金」という。）の額は、第3種優先株式の発行価額（2,000円）に、日本円TIBOR（1年物）に1.0%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第3種優先配当金の額は200円とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR（1年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む営業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第3種優先配当金に係る営業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

c. 非累積条項

ある営業年度において第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

d. 非参加条項

第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対しては、第3種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対しては、前記分配のほか残余財産の分配は行わない。

議決権

第3種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

償還請求権

第3種優先株主は、当会社に対し、平成21年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の償還を請求することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

当会社は、前記の請求（以下「償還請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する営業年度の前営業年度における配当可能利益の75%を限度として、第3種優先株式の償還をするものとする。

前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

買受け又は消却

当会社は、いつでも第3種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却を行うことができる。

強制償還

当会社は、法令で定める場合を除き、平成27年4月1日以降いつでもその選択により第3種優先株主及び第3種優先登録質権者に対して、償還日から1ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第3種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

償還価額は1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。前記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。

株式の併合又は分割、新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第3種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

普通株式への転換予約権

a. 転換を請求し得べき期間

第3種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成21年4月1日から平成29年3月29日までとする。

b. 転換の条件

第3種優先株式は、上記a.の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月6日(当日を含む。)から同月10日(当日を含む。)までの取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)とする。

(b) 転換価額の修正

平成22年4月1日以降の毎年4月1日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第3種優先株式の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

イ. 当社は、第3種優先株式の発行後、下記ロ.に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

ロ. 転換価額調整式により第3種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記ハ.(ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記(g)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 下記八.(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

八.(イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記ロ.(ロ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記ロ.(ロ)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(ニ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

二. 上記ロ.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(d) 上記(b)又は(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を第3種優先株主に通知する。ただし、上記(c)ロ・(ク)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(e) 第3種優先株式の転換請求の方法

第3種優先株式の転換請求受付事務は、下記c.の転換請求受付場所(以下「転換請求受付場所」という。)においてこれを取扱う。

イ. 第3種優先株式を転換請求しようとする第3種優先株主は、当社の定める転換請求書に、転換請求しようとする第3種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第3種優先株式の株券を添えて転換を請求し得べき期間中に転換請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第3種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

ロ. 転換請求受付場所に対し転換請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(f) 第3種優先株式の転換請求の効力発生時期

転換請求の効力は、転換請求に要する書類の全部が転換受付場所に到着した日に発生する。

(g) 株券の交付方法

当社は、転換請求の効力発生後すみやかに第3種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式の株券を第3種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(h) 第3種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(i) 転換により発行すべき普通株式数

第3種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3種優先株主が転換請求のために提出した第3種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

c. 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店

普通株式への一斉転換

平成21年4月1日から平成29年3月29日までに転換請求のなかった第3種優先株式は、平成29年3月30日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、当該平均値がイ.下限転換価額を下回るとき、又は、ロ.上限転換価額を上回るときは、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を、イ.の場合は当該下限転換価額で、ロ.の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本に基づき第3種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当社は、すみやかに第3種優先株式の転換により発行すべき当社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

第3種優先株式の転換により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。

停止条件

第3種優先株式の発行は、第3種優先株式の要項の記載内容に従った当社定款の変更が当社株主総会において承認されることを条件とする。

(13) 割当予定先の概要

割当先の氏名又は名称	株式会社りそな銀行
割当株数	第3種優先株式 3,000,000株

払込金額		6,000,000,000円	
割当先の内容	本店所在地	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 野村 正朗	
	資本の額	279,928,508,831円(注)	
	事業の内容	銀行業	
	大株主	株式会社りそなホールディングス(100%)(注)	
当会社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式数	該当事項なし(注)
		割当先が保有している当会社の株式数	1,857,452株(注)
	取引関係等	資金借入	
	人的関係等	割当予定先より出向者1名 割当予定先出身代表取締役1名	
当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容		2007年9月30日までは割当先は当会社との間で、第3種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。	

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものである。

4 発行済株式総数及び資本の額(提出日現在)

発行済株式総数	40,169,459株
資本の額	8,678,541千円

事業等のリスクについて

後記「第三部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第24期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

将来に関する事項

後記「第三部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第24期)には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

第三部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日
半期報告書	(第25期中)	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日

なお、上記書類は、証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成16年6月29日

不二サッシ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 長井 秀雄 印

代表社員
関与社員 公認会計士 松本 正一郎 印

関与社員 公認会計士 深井 忠 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、連結財務諸表提出会社は九州不二サッシ株式会社と株式交換契約を平成16年4月26日に締結し、同契約は平成16年6月29日開催の定時総会において承認された。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月10日

不二サッシ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長井 秀雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 正一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋元 隆 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成16年10月1日付で九州不二サッシ株式会社と株式交換を行い、同社を完全子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月29日

不二サッシ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長井 秀雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 正一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋元 隆 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社の平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月5日

不二サッシ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長井 秀雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 正一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋元 隆 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は、固定資産の減損にかかる会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成16年6月29日

不二サッシ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 長井 秀雄 印

代表社員
関与社員 公認会計士 松本 正一郎 印

関与社員 公認会計士 深井 忠 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二サッシ株式会社の平成16年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は九州不二サッシ株式会社と株式交換契約を平成16年4月26日に締結し、同契約は平成16年6月29日開催の定時総会において承認された。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月10日

不二サッシ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長井 秀雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 正一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋元 隆 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、不二サッシ株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成16年10月1日付で九州不二サッシ株式会社と株式交換を行い、同社を完全子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月29日

不二サッシ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長井 秀雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 正一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋元 隆 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二サッシ株式会社の平成17年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月5日

不二サッシ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長井 秀雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 正一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋元 隆 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、不二サッシ株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。